

# 業務部速報



No. 110

発行 23. 5. 11

JR東労組 業務部

## 「仕事と育児の両立支援等のさらなる推進について」の提案を受ける!①

JR 東労組は、5 月 11 日に本社より「仕事と育児の両立支援等のさらなる推進について」の提案を受けました。目的は、仕事と育児の両立支援等をさらに推進し、社員一人ひとりの多様な活躍を実現するため、育児に関する制度の見直しや、融合と連携に伴う働き方の多様化・就業範囲の拡大を踏まえた社員の働きがい向上に資する制度の見直しを実施するとされています。具体的な内容は、以下のとおりです。

### 1. 扶養手当の見直し

	配偶者	子					子以外 (障がい)
		第1子	第2子	第3子以降	配偶者無(第1子)	障がい	
現行	10,000円	10,000円	10,000円	10,000円	20,000円	12,000円	10,000円
改正	10,000円 (変更なし)	10,000円 (変更なし)	15,000円 (+5,000円)	20,000円 (+10,000円)	25,000円 (+5,000円)	20,000円 (+8,000円 ~ 10,000円)	

(組合) 管理手当等は一律 5,000 円増額となる。均衡性や整合性含めて、どうなのか。

(会社) 今回の改正は均衡だけではなく、管理者の処遇改善、この間の職責を鑑みて提案している。扶養手当についても、様々な家族構成がある中で比較することは困難である。会社として最大限の出来ることを提案している。

※主幹職およびT等級の一部の社員に対し、調整措置を設けます。

調整措置とは・・・管理手当等の支給額区分のうち適用を受けている支給額プラスαの金額(以下A)が、扶養手当の対象と仮定した場合の金額移行後の支給額(以下B)を下回る場合

**調整措置の求め方 = Bに定める金額 - Aに定める金額**

(例) 主務職の社員で教育手当が36,000円、配偶者と子供3名のケース ※改正後の金額で計算

Aの求め方⇒ 教育手当 + 昇格昇給額 (主務職12,000円)

36,000円 + 12,000円 = 48,000円がAになります。

Bの求め方⇒ 配偶者と18歳未満の子どもが3人いる場合

10,000円 + 10,000円 + 15,000円 + 20,000円 = 55,000円がBになります。

(配偶者) (第1子) (第2子) (第3子)

なので、調整措置は・・・ 55,000円 - 48,000円 = **7,000円が支給されます。**

扶養手当の障がいの範囲を、「重度心身障害者」から「所得税法に定める特別障害者」に拡大します。

【現行】	身体障害(1級・2級) ※心臓・じん臓等の障がいを除く 重度の知的障害	対象
	心臓・じん臓等の機能障害(1級・2級) 精神障害(1級)	対象外
【改正】	身体障害(1級・2級) ※心臓・じん臓等の障がいを除く 重度の知的障害 心臓・じん臓等の機能障害(1級・2級) 精神障害(1級)	対象



②につづく